

障害者手帳申請に関する注意事項

1. 申請方法

(1) 新規交付

【A 医師の診断書に基づく申請】又は【B 精神障害のための障害年金や特別障害給付金の受給に基づく申請】のどちらかを選択してください。【A】の場合は堺市所定の「診断書」が必要です。

【B】の場合は堺市所定の「同意書（障害年金・特別障害給付金受給者用）」が必要です。

また、合わせて手帳貼付用の「写真」を添付してください。

(2) 更 新

【A 医師の診断書に基づく申請】又は【B 精神障害のための障害年金や特別障害給付金の受給に基づく申請】のどちらかを選択してください。【A】の場合は堺市所定の「診断書」が必要です。

【B】の場合は堺市所定の「同意書（障害年金・特別障害給付金受給者用）」が必要です。

また、合わせて手帳貼付用の「写真」と現在交付されている「精神障害者保健福祉手帳の写し」を添付してください。

(3) 他市町村からの居住地変更による手帳交付

転入前に交付されていた「精神障害者保健福祉手帳の写し」と手帳貼付用の「写真」が必要です。

堺市が新たに交付する手帳の障害等級と有効期限は、以前の手帳と同一となります。

(4) 障害等級変更

【A 医師の診断書に基づく申請】又は【B 精神障害のための障害年金や特別障害給付金の受給に基づく申請】のどちらかを選択してください。【A】の場合は堺市所定の「診断書」が必要です。

【B】の場合は堺市所定の「同意書（障害年金・特別障害給付金受給者用）」が必要です。

また、合わせて手帳貼付用の「写真」と現在交付されている「精神障害者保健福祉手帳の写し」を添付してください。

2. 手帳貼付用の写真について

- 写真は上半身・脱帽です。ただし、申請者の申出により、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布等で覆うことを認める場合があります。
- 1年以内に撮影したもの（大きさ：たて4cm、よこ3cm）を提出してください。
- 提出する写真の裏面に氏名を記入してください。
- 申請書に写真を添付する際は裏向きにして、のり付けしないでセロハンテープ等でとめてください。

3. その他注意事項

- 個人番号の番号確認・本人確認のため確認書類の提示が必要です。
- 障害年金等の受給に基づく申請の場合、障害等級の判定のためにマイナンバーを利用して年金関係情報を確認します。また、必要に応じて、日本年金機構等に対して文書による照会をすることがあります。確認した年金等の障害等級が手帳の等級となります。なお、受給権を有するのみの場合は手帳の交付はできません。
- 手帳交付後、氏名変更や市内転居があった場合は【**障害者手帳記載事項変更届**】により届け出てください。